共済生活保険新制度発足のご案内

医療費支援制度

家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付
無配当団体医療保険［生命保険］

加入対象者／本人・配偶者・こども

制度の特長

- 病気・ケガでの1日以上の入院から保障します。
  （1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回）
- 入院を伴わない手術（診療報酬点数合計2,000点以上）や入院を伴わない放射線治療を保障します。
- 先進医療の技術に係る費用と同額を保障します。（通算2,000万円まで）
  ※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

給付イメージ

■支援給付金額2.5万円の場合　入院・治療の種類に応じた給付を行ないます。

			支払事由	給付イメージ	通算限度
基本	治療支援給付特約［支援給付金額2.5万円の場合］	入院支援給付金	1日以上の入院をしたとき	1入院につき5回を限度 2.5万円（入院1日目）…2.5万円（31日目）…2.5万円（61日目）…2.5万円（91日目）…2.5万円（121日目）	36回
基本	治療支援給付特約［支援給付金額2.5万円の場合］	外来手術給付金	入院を伴わない手術を受けたとき	60日の間に1回を限度 2.5万円	無制限
基本	治療支援給付特約［支援給付金額2.5万円の場合］	外来放射線治療給付金	入院を伴わない放射線治療を受けたとき	60日の間に1回を限度 2.5万円	無制限
基本	先進医療給付特約	先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額	2,000万円

※先進医療給付金は、入院を伴わない場合も支払事由に該当します。
※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

❶加入資格

本　人…埼玉県市町村職員共済組合の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、平成30年1月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満69歳6ヵ月までの方。
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、平成30年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満69歳6ヵ月までの方。
こども…本人のこどもで申込書記載の告知内容に該当し、平成30年1月1日現在満25歳6ヵ月までの方。

告知内容		
告知内容	本人	**【現在の就業状態】** 申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。 （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
告知内容	配偶者・こども	**【現在の健康状態】** 申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。 （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。 ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
告知内容	本人・配偶者・こども共通	**【過去3ヵ月以内の健康状態】** 申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。 （注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 **【過去2年以内の健康状態】** 申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 （注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。

❷保険料

前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛金の控除は、平成29年12月からとなります。配偶者・こどもの保険料は組合員本人の保険料と合わせて控除されます。

❸責任開始

平成30年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。

傷害補償制度

天災補償特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険
［損害保険］

加入対象者／本人・配偶者・こども

制度の特長

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・通院・手術をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故のリスクについても補償します。

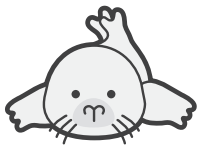

給付事例

急激かつ偶然な外来の事故が対象となり、こんな時に補償されます！

❶ 加入資格	本　人…埼玉県市町村職員共済組合の組合員で、平成30年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え満65歳6ヵ月までの方 配偶者…本人の配偶者で、平成30年1月1日現在満15歳6ヵ月を超え満65歳6ヵ月までの方 こども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します）で、平成30年1月1日現在満22歳6ヵ月までの方 告知内容：なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。 オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業 ※本人が脱退した場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
❷ 保 険 料	前払い制となっており、毎月の給与から控除します。初回掛金の控除は、平成29年12月からとなります。
❸ 効力発効	平成30年1月1日以降に給付事由が発生した場合に給付対象となります。効力発効日前に事故が生じた場合については、給付対象となりません。

お問い合わせ先　共済組合・福祉課　☎048-822-3305　引受保険会社フリーダイヤル　0120-072-226　◆平成29年5月22日(月)～平成30年3月30日(金)　9：00～17：00　土日祝日除く